

大田区介護保険サービス事業者等指導実施要綱

制定 平成 22 年 4 月 20 日 22 福介発第 10102 号区長決定

改正 平成 24 年 3 月 28 日 23 福介発第 12839 号福祉部長決定

改正 平成 28 年 4 月 20 日 28 福福発第 10260 号福祉部長決定

改正 平成 28 年 7 月 7 日 28 福福発第 11154 号福祉部長決定

改正 平成 30 年 3 月 28 日 29 福福発第 12550 号福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 23 条、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法（以下「平成 18 年旧介護保険法」という。）第 23 条及び大田区介護予防・日常生活支援新総合事業実施要綱（平成 30 年 2 月 27 日付け 29 福高発第 12255 号区長決定）第 15 条第 3 号の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者、介護保険施設及び指定第 1 号事業者（以下「サービス事業者等」という。）に対して区が行う保険給付に関する文書提出の求め、質問及びそれに基づく措置として、サービス事業者等に対して行う介護給付、予防給付及び第 1 号事業支給費（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、サービス事業者等の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第 2 条 指導は、サービス事業者等に対し、法令、通達及び区が定める指導に係る基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項を周知徹底させるとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行うことを方針とする。

(指導対象)

第 3 条 指導の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び平成 18 年旧介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者等

- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 指定第1号事業者
- (10) 前各号（第7号及び前号を除く。）の特例によりサービスを行う者
（指導の形態等）

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となるサービス事業者等を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
 - (2) 実地指導 指導の対象となるサービス事業者等の事業所において、次のいずれかの方法により行う。
 - ア 一般指導 区が単独で行うもの
 - イ 合同指導 区が厚生労働省、東京都等と合同で行うもの
 - ウ 特別合同指導 区及び厚生労働省が合同で行うもの（全国的に影響が大きいと考えられる活動を行うサービス事業者等又は特に重点指導を必要とする事業者等に対して行う場合に限る。）
- 2 指導は、全てのサービス事業者等を対象とし、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、毎年度作成する実施計画に基づいて選定するものとし、集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。この場合において、選定基準は別表のとおりとする。
- 3 指導の実施方針及び実施計画は、次のとおりとする。
- (1) 区長は、指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項、指導目標及び指導項目等を掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。
 - (2) 区長は、前号に掲げる実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成及び実地指導の規模等を含む実施計画を別に作成するものとする。
- 4 指導の実施方法は、次のとおりとする。
- (1) 集団指導
 - ア 指導通知 区長は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。
 - イ 指導方法 介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。
 - (2) 実地指導
 - ア 指導通知 区長は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該サービス事業者等に通知する。ただし、指導対象となる事

業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に実地指導の根拠規定、目的、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該サービス事業者等に通知するものとする。

イ 指導方法 実地指導は、介護保険施設等実地指導マニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知等 区長は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出 区長は、当該サービス事業者等に対して、文書により改善を求めた場合は、指導結果通知後 30 日以内に、改善報告書の提出を求めることができる。

オ 指導体制 指導は、2 名以上の指導班を編成して実施する。

カ 調査書等の提出 区長は、指導の実施にあたって、サービス事業者等にあらかじめ指導に必要となる書類の提出を求めることができる。

(監査への変更)

第 5 条 区長は、実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに大田区介護保険サービス事業者等監査実施要綱（平成 22 年 4 月 20 日付け 22 福発第 10102 号区長決定）に定めるところにより監査を行うことができるものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入居者等の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正又は不当な請求と認められる場合

(東京都への情報提供等)

第 6 条 区長は、指導を行う場合は、事前に実施する旨の情報提供を東京都知事に対して行い、指導の結果についても同様に報告するものとする。

(厚生労働省及び東京都並びに関係機関等との連携)

第 7 条 区長は、指導の効果を高めるために東京都及び他の保険者並びに東京都国民健康保険団体連合会との連携を図るものとする。

2 区長は、指導等の実施状況等について、必要に応じて厚生労働省及び東京都に報告するものとする。

(指導結果の活用)

第 8 条 区長は、指導結果の内容について、サービス事業者等の事業活動区域に該当する他の保険者への情報提供を行うとともに、原則として、区ホームページに掲載し、区民に広く情報提供するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は決定の日から施行する。
- 2 当該要綱の決定に伴い、大田区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成18年8月11日保福介高発第423号区長決定）は廃止する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は決定の日から施行する。

付 則

この要綱は決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第4条関係）

指導対象の選定基準

指導の形態		選 定 基 準
集 団 指 導		大田区内の介護給付等対象サービスを開始したサービス事業者
実 地 指 導	一般指導	(1) 利用者からの苦情の対象となった事業者。 (2) 従業者や管理者からの情報提供があった事業者。 (3) 東京都、国民健康保険団体連合会または他保険者からの情報提供があった事業者。 (4) 他課または関係事業所からの情報提供があった事業者。 (5) 給付適正化事業の対象となった事業者。 (6) 指導実施日において、開設後概ね 1 年を経過している事業所。 (7) 過去の指導に基づく改善が未達成または状況が不明な事業者。 (8) 実地指導を実施していない事業者の中から、無作為に抽出した事業者。 (9) その他の理由により、指導が必要と認められる事業者。
	合同指導	(1) 複数の区市町村で指定を受けているサービス事業者等 (2) その他、特に合同指導が必要と認められるサービス事業者
	特別合同指導	(1) 全国的に広範囲で活動を行うサービス事業者等 (2) その他、特に特別合同指導が必要と認められるサービス事業者等